

# 松戸市地域防災計画

震 災 編

(令和5年度修正)

松戸市防災会議

- (4) 一般社団法人千葉県歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
- (5) 一般社団法人千葉県薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (6) 公益社団法人千葉県看護協会
  - ア 医療救護活動に関すること
  - イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
- (7) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
  - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (8) 一般社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、一般社団法人千葉県バス協会
  - ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

---

- (1) 一般社団法人松戸市医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (2) 公益社団法人松戸歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (3) 一般社団法人松戸市薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県柔道整復師会（松戸支部）
  - ア 応急救護活動に関すること
  - イ 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会

## 第4節 防災体制の整備計画

### 【計画の指針】

被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部
3 応急医療体制の整備	保健医療部、病院事業、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)県柔道整復師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり1・2部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり1・2部
6 ボランティア活動環境の整備	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
7 業務継続体制の充実	本部事務局、総務部
8 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部

### 1 防災施設等の整備

#### (1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

#### (2) 防災倉庫等の整備

##### ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備が令和3年度に完了した(一部余裕教室活用)。今後については、引き続き分散備蓄倉庫の管理に努める。鍵の保管について、災害発生時に各主体の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営組織が設立されたところへ倉庫の鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

##### ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

#### (3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

## 第8節 応急医療

### 【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院1・2班、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院1・2班、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

### 1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム(DMAT<sup>\*1</sup>・JMAT<sup>\*2</sup>)及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。(主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

## 2 医療救護活動

### (1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

#### 〈市救護本部の構成等〉

設置場所	中央保健福祉センター
本部長	健康医療部長
本部員	松戸市医師会長、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター
総合調整部	健康政策課長、(一社)松戸市医師会(連絡調整担当)、災害時保健活動責任者(市保健師)、保健医療部員
医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会等
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会
保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員(医療専門職含む)

#### 〈市救護本部の各部の所掌業務〉

部名	業務
総合調整部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐、資料作成等庶務全般</li> <li>・県医療対策本部、市の各対策本部、松戸保健所等との連携</li> <li>・松戸市医師会長、災害医療コーディネーター等と連携した医療・保健活動に関する企画立案、総合調整</li> <li>・従事職員の調整(食事、宿泊等の調整含む)</li> <li>・外部からの応援人員(医療職団体等)の受援および業務コントロール</li> </ul>
医療救護情報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央保健福祉センターの開錠</li> <li>・医療機関の被害状況、稼働状況等の収集</li> <li>・EMISの代行入力</li> <li>・病院前救護所、学校救護所の設営、連絡</li> <li>・流通備蓄医療資器材の運用</li> <li>・本部内必要物品、備品の調達</li> </ul>
診療部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者の確保</li> <li>・医療救護班の編成、派遣</li> </ul>
薬剤部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の調達</li> </ul>
保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療部と連携して医療救護班員としての活動</li> <li>・避難所のアセスメント及び保健衛生対策支援</li> <li>・巡回健康相談、巡回保健指導(避難所、在宅)</li> <li>・福祉1部、福祉2部と連携した要配慮者支援</li> <li>・感染症対策、衛生対策、健康管理全般</li> </ul>

(2) 救護活動の調整

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期（72時間以内）の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、病院前救護所及び学校救護所を配置する場合、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会及び（一社）松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員（看護師等及び事務職）等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は（一社）松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員（学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く）は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員及び保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

〈救護所での活動〉

病院前救護所	学校救護所
①トリアージ	①トリアージ
②軽症者の治療	②軽症者の治療
③中等症、重症者に対する院内受け入れ又は搬送までの応急処置	③中等症・重症者に対する応急処置
④市救護本部、関係機関との連絡・調整	④受け入れ医療機関への搬送
	⑤ボランティアの要請・調整
	⑥避難者等に対する健康相談

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所（自衛消防組織）などへ協力を呼びかけ、連携

して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT・JMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて（一社）松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

### 3 被災者の健康管理

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境対策の見直しや巡回医療につなげる。

(3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、福祉1部、福祉2部等と連携を図って実施する。

(4) 医療職の受援と差配

保健医療部は災害派遣医療地チーム（DMAT、JMAT）以外の医療職団体（看護協会、理学療法士会等）や他自治体からの応援保健師等についても受援を行い、巡回医療や巡回相談を調

整する。

(5) 医療情報の提供

治療可能な医療機関や薬局の情報、市が実施する予防接種や健康診断の再開情報、感染症の流行状況等について災害広報紙や電子媒体等を用いて住民に提供する。



# 松戸市地域防災計画

## 資料編

(令和5年度修正)

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
36	救護	松戸市災害時医療救護活動についての協定書	(一社)松戸市医師会	S56. 8. 1	医療活動に関する協力
37			(公社)松戸歯科医師会	H7. 7. 20	歯科医療に関する協力
38			(一社)松戸市薬剤師会	H11. 4. 1	医療救護活動に関する協力
39		災害時における助産師による支援活動協力に関する協定	(一社)千葉県助産師会	H28. 3. 30	妊産婦等を支援する助産師の派遣
40		松戸市災害時応急救護活動についての協定書	(公社)千葉県柔道整復師会松戸支部	H9. 1. 17	応急救護衛生材料等の提供
41	避難所関連	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H26. 5. 20	東電柱に設置する民間広告看板と併せて避難場所等の案内表示を記載
42		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R4. 5. 20	避難所の混雑状況を公開できるシステムの提供
43	応急建設業務	災害時における応急建設業務に関する協定書	松戸建築組合	H10. 11. 1	応急仮設住宅建設・被災住宅の応急修理
44		災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書	全建総連千葉土建一般労働組合松戸支部	H18. 12. 5	公共施設の応急補修・応急仮設住宅の建設等
45		災害時における木材の提供に関する協定書	松戸鎌ヶ谷木材同業組合	H10. 9. 1	木材の提供
46	搬送活動・情報収集及び傷病者搬送	災害時における航空機出動に関する協定	朝日航洋(株)	S60. 7. 1	防災活動に必要な航空機の出動
47		災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書	松戸地区タクシー運営委員会	H9. 9. 30	傷病者等の緊急搬送及び災害情報の提供
48			京成バス(株)	H9. 9. 30	傷病者(多数)等の緊急搬送及び災害情報の提供
49			松戸新京成バス(株)	H9. 9. 30	
50			東武バスイースト(株)	H9. 9. 30	
51		災害時における自動車の貸渡しに関する協定	(株)カクタ	R1. 10. 1	災害対策に係る活動に使用する車両の提供等
52		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉 東葛・葛飾局	R2. 2. 1	災害発生時における地域のための人員及び車両等の提供
53		災害発生時における松戸市と松戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)松戸郵便局	H29. 10. 5	災害時の情報収集、応急活動の相互協力
54	災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	(株)BFHD、ドローン・エージェントカンパニー(株)	R3. 7. 1	災害時の情報収集、災害地図作成等の支援	
55		(株)昭和精機	R4. 11. 21		
56	物資輸送等	災害時における輸送業務に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	H9. 8. 27	収容避難場所等への物資輸送
57			(一社)千葉県トラック協会松戸支部	H9. 9. 30	
58		災害時における応急活動の協力に関する協定書	(特非)千葉レスキューサポートバイク	H18. 4. 1	情報収集・提供、緊急物資輸送等
59		災害における物資供給及び物資集配拠点の運営の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)	H28. 8. 17	物流専門家の派遣及び物資配送業務
60		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)東関東支店	R4. 9. 30	支援物資の受入及び配送等
61	ゴミ処理	災害時等における塵芥収集運搬業務に関する協定	松戸市環境清掃協業組合	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
62			松戸市一般廃棄物処理事業協同組合	※年次更新	

防災会議関係

松戸市防災会議委員一覧表

(令和5年5月)

種 別	委 員 名	備 考
会 長	松戸市長	
1 号	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	
	関東農政局千葉県拠点地方参事官	
2 号	陸上自衛隊需品学校長	
3 号	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
	千葉県東葛飾土木事務所長	
	千葉県企業局市川水道事務所松戸支所長	
	千葉県松戸健康福祉センター センター長	
4 号	千葉県松戸警察署長	
	千葉県松戸東警察署長	
5 号	副市長	
	水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	総務部長	
	財務部長	
	市民部長	
	経済振興部長	
	健康医療部長	
	街づくり部長	
	都市再生部長	
	市議会事務局長	
男女共同参画課長		
6 号	教育長	
7 号	消防局長	
	消防団長	
8 号	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長	
	東日本旅客鉄道株式会社松戸駅長	
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社 支社長	
	京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室長	
	新京成電鉄株式会社鉄道営業部松戸駅駅長	
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅長	
	流鉄株式会社鉄道部次長	
	北総鉄道株式会社東松戸駅駅務区長	
9 号	千葉県看護協会松戸地区部会長	
	聖徳大学短期大学部総合文化学科准教授	
	松戸市女性防火クラブ会長	
	松戸自衛隊協力会女性部会長	
	千葉県助産師会第1地区 (柏・野田・流山・我孫子・松戸) 地区部会長	
10号	松戸市医師会会長	
	松戸歯科医師会会長	
	松戸市薬剤師会会長	
	松戸市赤十字奉仕団委員長	
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長	

防災関連施設等

学校救護所予定施設一覧

No.	管轄	施設名	所在地	電話	備考
1	小金	殿平賀小学校	殿平賀 339-1	344-8621	
2		小金小学校	小金 355	341-0450	
3	小金原	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16	341-2640	
4	常盤平	常盤平第二小学校	常盤平 4-18	386-1331	
5		常盤平第三小学校	常盤平西窪町25-1	387-4605	
6		松飛台第二小学校	松飛台59	385-4111	
7	六実	六実第三小学校	六高台 3-141	384-3161	
8	東部	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	385-3201	
9		東部小学校	高塚新田 382-1	391-2971	
10	矢切	第二中学校	小山 685	363-7205	
11		大橋小学校	二十世紀ヶ丘梨元町32	392-2921	
12	本庁第一	相模台小学校	岩瀬 434-2	363-4245	
13		寒風台小学校	松戸新田 316-25	363-1048	
14	本庁第二	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515-1	366-0420	
15	馬橋	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1	342-1094	
16	新松戸	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	344-8586	
17		小金中学校	新松戸北 2-16-11	341-0646	

病院前救護所予定施設一覧

No.	施設名	所在地	備考
1	松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	
2	千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	
3	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	
4	新東京病院	和名ヶ谷 1271	
5	五香病院	五香 8-40-1	
6	山本病院	小金きよしヶ丘 2-7-10	
7	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	
8	三和病院	日暮 7-379	
9	松戸整形外科病院	旭町 1-161	
10	東松戸病院	高塚新田 123-12	